

笠松町子ども・子育て支援事業計画策定

「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てをすすめるまち かさまつ」を目指して

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。この制度は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、社会全体で子育てを支えることを目的とした制度で、市町村が主体となって「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に合った子育て支援を進めていくというものです。

町では、「笠松町次世代育成支援地域行動計画」を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子どもと子育て家庭への支援に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とした「笠松町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年度実施）を基礎資料として、学識経験者や子ども・子育て支援に関する関係団体、保護者などで構成する「笠松町子ども・子育て会議」（委員13人）を設置し、意見・提言をいただきました。

「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てをすすめるまち かさまつ」を目指す姿として、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子育て支援を充実させ、子育てがしやすい町づくりを進めていきます。

主な子ども・子育て支援事業

妊娠期から学童期まで、子どもや家庭に合った事業が利用できます。

妊
娠
期

妊婦健診

安全な出産のため、健診検査料の助成を行い母体の健康保持を図ります。

乳
幼
児
期

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

養育支援訪問事業

支援の必要な妊婦や乳幼児健診などで育児に不安のある保護者、養育上の問題を抱える家庭を、保健師などが訪問し、指導や助言を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行います。

一時預かり事業（幼稚園）

幼稚園において在園児を対象に、平日・半日保育や長期休園日に保育を行います。

（保育所（園））

保護者の仕事、冠婚葬祭、傷病やリフレッシュにより、家庭において一時的に保育が困難となった児童を保育所（園）で預かります。

時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労時間などにより、保育の認定区分による通常の保育時間を延長して保育を行います。

学
童
期

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平日の放課後や学校休業日に保護者の就労などにより、家庭で適切な監護が得られない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を行います。

子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を利用したい人と提供したい人が会員となり、育児の相互援助を行う事業でファミリー・サポート・センターにアドバイザーを配置し、援助活動の連絡調整を行います。

病児・病後児保育事業

乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期に集団保育などが困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児・看護が困難な場合に受け入れを行います。

地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）

家庭における子育て支援と子どもの健全育成に寄与するため、子育て相談や子育て支援講座など各種の子育て支援事業を実施します。

【問 合 先】子ども課 ☎388-1116